全住済事発第２６号
平成 25 年 3 月 18 日

市　町　村　長　殿

社団法人全国公営住宅火災共済機構
理事長　河　崎　広　二

東日本大震災の災害公営住宅の共済委託について（依頼）

謹啓　時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

東日本大震災から２年が経ち、貴団体におかれましても復興のための様々な努力をされているものと拝察し、心よりその速やかな進捗を願うものであります。

社団法人全国公営住宅火災共済機構は、地方自治法第２６３条の２の規定に基づき、地方公共団体からの委託により公共賃貸住宅に対する火災共済事業を実施するため昭和２５年に設立された特例民法法人です。（平成２５年４月１日に公益社団法人へ移行予定）

当機構では平成２４年３月の理事会決議に基づき、東日本大震災の特定被災区域内に建設される災害公営住宅について特別な掛金率による共済委託を承っております。

掛金率は別紙のとおり、通常より約４５％程度引き下げたものでありまして、これを契約開始日から５年間適用することにより、被災地の復興に少しでもお役に立てるものとなりますことを目的としております。

災害から２年が過ぎたことから、近々竣工のもの、建設中のもの、今後着手のもの等様々な状況のものがございましょうが、貴団体におかれましては、この機会に是非、災害公営住宅の当機構への共済委託をご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、掛金の算定等について、迅速に対応させていただきますので、遠慮なくお申し付けください。

お問い合わせ先
事業部事業課
加越（かごし）・岩﨑
Tel　03-3501-9497
Mail　jigyou@kojukyo.or.jp